

平成 30 年 6 月 20 日現在

機関番号：12605

研究種目：若手研究(B)

研究期間：2016～2017

課題番号：16K17380

研究課題名(和文) アメリカにおける教育改革の変容とテスト政策の展開 コモン・コアに焦点をあてて

研究課題名(英文) The Common Core State Standards and Testing in the U.S.

研究代表者

市川 桂 (ICHIKAWA, Katsura)

東京農工大学・大学教育センター・特任助教

研究者番号：60754546

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 1,600,000円

研究成果の概要(和文)：本研究は、州の枠組みを越えた共通スタンダードであるコモン・コアに関する教育政策がいかに展開したかという点、およびアメリカの公教育に与えた影響という点について学力テスト政策を軸に分析を行うことで、現代アメリカにおける教育政策の課題について検討を行った。最新の状況を踏まえてコモン・コアについての検討を深める中で、コモン・コアが新しい学力観に基づいた学力基準を全米規模で確認することにつながったこと、州を越えて悉皆学力テストを実施することにつながったこと、子どもについてのデータを全面的に開示できるようにしたこと、の3点を明らかにした。

研究成果の概要(英文)： This research focused on the recent educational policy movement called the Common Core State Standards in the U.S. Through examining how the Common Core had been introduced and spread into more than 80% of the states, this research explored its impacts on the U.S. public educational system.

As a result, this study illustrated the Common Core (i) shared academic standards based on the new perspectives on academic ability, (ii) introduced inter-state achievement tests for all students, and (iii) made education more data-driven and students' educational data which had been protected by the federal law accessible to the public.

研究分野：比較教育学

キーワード：教育政策 アメリカ スタンダード 学力テスト

## 1. 研究開始当初の背景

### (1) NCLB 法制定以降の学力テスト政策

アメリカでは、2002 年の連邦初等中等教育法の修正 (No Child Left Behind Act、以下、「NCLB 法」と略す) 以降、各州が連邦政府の教育政策を受容し、これまでの州政府による政策と融合させながら、スタンダードの設定、学力テストの実施、結果に基づく是正措置や学力不振校の再建という一連の学力テスト政策が展開している。

### (2) コモン・コア導入の背景

アメリカの教育を取り巻く社会状況や人種構成、貧困率などは州によってまったく異なっており、カリキュラムやテスト制度も連邦レベルで統一されてこなかった。学習指導要領がある日本と違って、アメリカでは高校卒業時に身に付けている学力のばらつきが大きさが教育課題であった。そこで、これを解決するひとつの方策として、州の枠組みを越えて共通した学力測定の物差しとなり得るコモン・コア州スタンダード (Common Core State Standards、以下、「コモン・コア」と略す) の導入が多く州で決定された。

2009 年 6 月に、全米教育長協議会 (Council of Chief State School Officers) と全米州知事協会 (National Governors Association) が協働で共通のスタンダードを創ることを表明したことがコモン・コア誕生の発端であった。2010 年 6 月にはいくつかの協議会とワーキンググループが関わった英語と算数 / 数学のスタンダードの草稿が発表され、これに対して様々な関連団体がフィードバックや意見を提出する段階で、ほとんどの州がコモン・コアの導入を決めている。名称も決定しておらず、試験的導入はおろかスタンダードの内容も定まっていない状態で複数の州が取り入れることを表明したのは異例のことであった。

導入を決めた州のほとんどは、the Smarter Balanced Assessment Consortium (SBAC) と the Partnership for Assessment of Readiness for College and Careers (PARCC) の 2 つのコンソーシアムのどちらか、もしくは両方に加盟し、スタンダードとスタンダードに沿った学力テストを州のアカウンタビリティ・システムに取り入れた。どちらのコンソーシアムにも参加せず、コモン・コアを導入しなかった州は、アラスカ、ネブラスカ、テキサス、バージニアの 4 州のみであった。コモン・コアはスタンダードの枠組みとして各州が用いることができるものであるが、基本的に一言一句まで同じであることが求められ、スタンダード全体の 15% の範囲でより難しい内容に変更することが可能である。従来のスタンダードの開発過程では、各州の学校で教えられるべき内容を定めたスタンダードが作成され、学年を区切ってその段階で身に付けるべき内容を定めたベンチマークが示され、それぞれの

段階における評価基準へと詳細化されていた。コモン・コアでは、ベンチマークまで示されており、共通のテストで評価が行われるため、州がそれぞれの特徴に応じて柔軟に対応できる部分はほとんど存在しないのである。各教科の重要事項、スタンダードの定義、スタンダードの記述内容、学年の区切り方、それぞれを他州と共通させていることはこれまでに類を見ない。

## 2. 研究の目的

本研究は、これら一連のコモン・コアに関する政策がどのように展開し、アメリカの公教育にどのような影響を与えたのかについて、学力テスト関連の複数の事例から描き出し、現代アメリカにおける教育政策の課題を検討することを目的としている。

## 3. 研究の方法

各種学術誌および論文や、公開されている調査研究についてはできる限りインターネットを通じて収集を行った。インターネットでの入手が困難な各州のデータや全米規模の調査研究などに関しては、現地調査の際に収集を行った。

## 4. 研究成果

### (1) 先行研究における位置づけ

NCLB 法およびコモン・コアの策定に伴う州レベルのテスト政策分析については、これまでに多くの研究がなされている。これら先行研究の傾向としては、大きく 3 つに分類される。1 つめは、テスト政策に関連する法律に焦点をあててその問題点を指摘するものである。レベルとウォルフらによる研究 (2009 年) では、NCLB 法が施行されて以降の 7 年間の人種・民族間の学力差の変化に焦点をあてて、この法律が修正および追加するべき点について具体的な提言をしている。ラヴィッチ (2010 年) は、NCLB 法によって導入されたテスト、アカウンタビリティ、選択、市場といったビジネスモデルが公教育に悪影響を与えることを明らかにしており、連邦教育省の上層部として NCLB 法を推進してきた過去から一転してこの法律を批判している。

2 つめは、子どもの学力と教育費との関係性に焦点をあてた研究である。カレンらによる研究 (2015 年) では、テキサス州の公立学校における学力と支出された教育費の割合との関係性を分析し、特に理数系科目への支出が増加した場合に子どもの学力が向上することを明らかにしている。チャン (2015 年) はメリーランド州における教育資源の配分についての州法の改正をはじめとする教育財政改革を切り口に、人種・民族や親の社会的地位による子どもの学力格差が縮まっていると言うには不十分であることを証明している。

3 つめは、子どもの学力と教員の質との関係性に焦点をあてた研究である。バステリア

ンらの研究(2014年)では、ノースカロライナ州の公立学校を事例に、子どもの学力に大きな影響を与えている校長の経験や特質が描き出されている。さらに、彼らのチームは教員養成制度についての研究(2014年)において、従来の大学での教員養成を経た教員よりも、ティーチ・フォー・アメリカ(アメリカの一流大学の卒業生を、教員免許の有無にかかわらず教育困難地域にある学校に常勤教員として2年間派遣するプログラムを運営する教育NPO)を経て教職に就いた教員が子どもの学力向上について効果的であること、オルタナティブな方法で教職に就いた教員は、理数系科目において従来の教員養成を受けた教員より効果的でないこと、ノースカロライナ州外で従来の教員養成を受けてきた教員が小学校段階の教員の40%を占めるにもかかわらず、州内で従来の教員養成を受けた教員よりも効果的でないことを明らかにしている。

現在は子どもの学力向上に関してコストパフォーマンスに注目した研究と効果のある教員についての研究がアメリカの教育学界において多く発表されており、これらは教育の効率性の追求という観点で通底していると言える。一方、日本における研究では、州ごとにそれぞれの時点での最新のスタンダードおよびテスト政策関連の取り組みが取り上げられてきた。北野・吉良・大桃らによる研究(2012年)において、コモン・コアを含んだ連邦政府による教育政策および教員政策の展開や州政府のテスト政策における課題、草の根の教育改革の動向がひとつにまとめられ、多角的にアメリカの教育改革が論じられている。しかしながら、アメリカの教育改革の取り組みは変化が激しく、これまでに書かれてきた内容とはまったく異なる点も多々出てきている。

本研究は、最新の状況を踏まえてコモン・コアを論じており、コモン・コアが新しい学力観に基づいた学力基準を全米規模で確認することにつながったこと、州を越えて悉皆学力テストを実施することにつながったこと、子どもについてのデータを全面的に開示できるようにしたこと、の3点を明らかにした。

(2)コモン・コア導入に関わる各州の現状  
コモン・コアは州のスタンダードとして2010年から広く導入されていたが、最近ではスタンダードを新しいものに変更したり、コンソーシアムを脱退したりする州が増加傾向にある。表1は、2018年現在の状況をまとめたものである。

表1:コモン・コアの導入状況(2018年時点)

州/地域	コモン・コアの導入状況
アラバマ	廃止(コモン・コアがベース)、2013年 PARCC 脱退
アラスカ	非導入(コモン・コアと類似)

アリゾナ	継続導入、2014年 PARCC 脱退
アーカンソー	廃止、2015年 PARCC 脱退
カリフォルニア	廃止、SBAC 継続
コロラド	廃止、2017年 PARCC 脱退
コネティカット	廃止、SBAC 継続
デラウェア	廃止、SBAC 継続
ワシントン DC	廃止、PARCC 継続
フロリダ	廃止(コモン・コアがベース)、2013年 PARCC 脱退
ジョージア	廃止、2013年 PARCC 脱退
ハワイ	廃止、SBAC 継続
アイダホ	廃止、SBAC 継続
イリノイ	廃止、PARCC 継続(3-8学年)
インディアナ	廃止、2014年 PARCC 脱退
アイオワ	廃止、SBAC テスト継続
カンザス	廃止
ケンタッキー	廃止、2014年 PARCC 脱退
ルイジアナ	廃止、PARCC テスト継続
メイン	廃止、SBAC 継続
メリーランド	廃止、PARCC 継続
マサチューセッツ	廃止、PARCC テスト継続
ミシガン	継続導入、SBAC 継続
ミネソタ	部分継続(英語のみ)
ミシシッピ	廃止、2015年 PARCC 脱退
ミズーリ	廃止
モンタナ	廃止、SBAC 継続
ネブラスカ	非導入
ネバダ	廃止、SBAC 継続
ニューハンプシャー	廃止、SBAC 継続
ニュージャージー	継続導入、PARCC 継続
ニューメキシコ	廃止、PARCC 継続
ニューヨーク	廃止
ノースカロライナ	継続導入、SBAC テスト継続
ノースダコタ	廃止、2013年 PARCC 脱退、SBAC 継続
オハイオ	廃止、2015年 PARCC 脱退
オクラホマ	廃止、2013年 PARCC 脱退
オレゴン	廃止、SBAC 継続
ペンシルベニア	廃止、2014年 PARCC 脱退
ロードアイランド	廃止、2017年 PARCC 脱退
サウスカロライナ	廃止
サウスダコタ	廃止、SBAC 継続
テネシー	廃止、2014年 PARCC 脱退
テキサス	非導入
ユタ	継続導入

バーモント	廃止、SBAC 継続
バージニア	非導入
ワシントン	廃止、SBAC 継続
ウエストバージニア	廃止、SBAC 継続
ウィスコンシン	廃止、SBAC 継続
ワイオミング	廃止、SBAC テスト継続

各州教育省 HP より筆者作成.

コモン・コアを継続して導入している州は部分導入を含めて6州にとどまっている。元々導入していない州は4州あり、導入から一転して廃止に至った州は40州および1地域となっている。ただし、スタンダードを廃止したワシントン DC、イリノイ、ルイジアナ、メリーランド、マサチューセッツ、ニューメキシコでは PARCC の学力テストを使い続けており、カリフォルニア、コネティカット、デラウェア、ハワイ、アイダホ、アイオワ、メイン、モンタナ、ネバダ、ニューハンブシャー、ノースダコタ、オレゴン、サウスダコタ、バーモント、ワシントン、ウエストバージニア、ワイオミングでは SBAC の学力テストを使い続けている。これらの州では、新しいスタンダードの試験的導入、および新しいスタンダードに則った学力テストの開発を待っている状況である。

(3) コモン・コアがアメリカの公教育に与えた影響 新しい学力観に基づいた学力基準を全米規模で確認/共有

アラバマおよびフロリダではコモン・コアが廃止されながらも、この2州の新しいスタンダードはコモン・コアをベースに作成されたものであることにも注目すべきである。元々コモン・コアを導入していないアラスカのスタンダードも、内容を見てみるとコモン・コアと類似していることが指摘できる。

これは、コモン・コアがすべての子どもが身に付けておくべき共通の知識を謳っていることに起因していることが考えられる。次に、コモン・コアでは新しい評価の考え方に基づいた学力テストを実施することが要件になっていることも一因として挙げられる。コモン・コアは、3年生以上のすべての子どもに対して学力テストを行うことを義務付けており、しかも、その内容は知識を問うものだけでなく、思考力を問う問題も一定の割合で含まれているのである。

つまり、コモン・コアによって、いわゆる PISA (OECD による 15 歳生徒の学習到達度調査。学習到達の尺度として、読解力、数学的リテラシー、科学的リテラシーの3分野について、概念の理解度、思考プロセスの習熟度、さまざまな状況に臨機応変に対処する能力が調べられる) 型学力や 21 世紀型スキルといった新しい学力観に基づいた学力基準を全米規模で確認あるいは共有することにつながったと言える。

(4) コモン・コアがアメリカの公教育に与えた影響 悉皆学力テストの越州実施

全米学力調査 (National Assessment of Educational Progress; NAEP) はその名称のとおり、全米規模の学力テストとして 1969 年から実施されている。統計的な処理によって、実施年度が異なっても結果の比較が可能になっている。州間で結果を比較することも可能であるが、NAEP は抽出調査である点がコモン・コアの学力テストと大きく異なる。コモン・コアの学力テストは、対象学年のすべての子どもが受けることを想定しており、数年に一度実施される NAEP と違って毎年の動向を分析することができる。同じテストを受けた州間の比較も可能となるため、客観的に自州の子どもの学力状況を把握することができるのである。

スタンダードが異なっている状況では困難だった共通学力テストの実施が、コモン・コアによって可能になったと言える。

(5) コモン・コアがアメリカの公教育に与えた影響 子どものデータの全面開示

1974 年以降、子どもの教育に関わるデータは子どものプライバシーを守るために FERPA (the Family Educational Rights Privacy Act) という法律によって開示が制限されていた。しかし、2008 年と 2011 年の法改正によって、第三者機関が保護者の了承なく子どもの個人情報を含むデータを閲覧することができるようになった。具体的には、2008 年の改正では、条項にあるデータを見ることができる「学校関係者」の範囲を教育コンサルタントや教育産業の私企業にまで広げることによって、さまざまな研究者による分析も進められた一方、子どものデータを市場に晒すことになった。2011 年の改正では、子どものデータを学術目的以外で閲覧することが可能になり、保護者による承諾の項目が削除された。

コモン・コアを導入しその成果を評価する際には、子どもの個人情報を含んだ詳細なデータを収集することが必要不可欠であることから、コモン・コアのために法律が変えられたという見方もされている (U.S. Department of Education)。データに基づいた教育政策の展開を要求しているコモン・コアの導入時期に FERPA の改正が行われたことによって、各州がコモン・コアを導入しやすくなったことは確かである。

(6) 今後注目すべき動向

コモン・コアの内容によって、高校段階におけるカリキュラムにも大きな変化が現れている。カリフォルニア州サンディエゴで実施された英語カリキュラム連携プロジェクト (English Curriculum Alignment Project, ECAP) では、大学では論証および批評、情報伝達などを目的とした作文指導が重視さ

れることが明らかになり、これまで教材に文学作品を多く用いてきた高校の英語カリキュラムを改めるといふ影響が出ている。高校の英語読解では7割をノンフィクション(情報文や伝記など)、3割をフィクション(小説など)に充てることが望ましいとされており、コモン・コアの設計者と言われるコールマンが大学進学テストを行っているカレッジ・ボードのトップに就任したことから、大学進学テストもこれに準拠していくものと考えられる。

高等教育段階においても、これまではない動きが見られる。カリフォルニア、デラウェア、ハワイ、オレゴン、サウスダコタ、ワシントンの6州でSBACの11年生対象の学力テストを受けて一定以上の水準に達した子どもは、SBACと連携している高等教育機関に入学した場合、リメディアル教育(学びなおし)が免除されることとなった。これは、子どもがテストで一定以上の成績を収めることだけでなく、高等学校の最終学年である12年生の授業がSBACと連携している高等教育機関と協働でつくられることで、子どもの学力レベルが保証されると解釈して実践されているものである。

SBACと連携する高等教育機関は2017年時点で197にのぼり、その半数以上はカリフォルニアにある。カリフォルニア州立大学(California State University)の23キャンパスとコミュニティカレッジ78校では、SBACと連携することによって、高等教育段階への進学を考えていなかった子どもが学位を得ようとするインセンティブになることや、リメディアル教育にかかる時間や費用を抑えられることを連携の利点として挙げている。このような形で高大連携が進むことによって、今後ますますコモン・コアをはじめとする学力テストが教育の現場に影響を与えていくことは想像に難くない。今後の動きにも注視していくべきであろう。

#### 【参考引用文献】

- Bastian, K. C., & Henry, G. T. (December 16, 2014) The Apprentice: Pathways to the principalship and student achievement. *Educational Administration Quarterly*, <http://eaq.sagepub.com/content/early/2014/12/12/0013161X14562213.full.pdf> (2017年12月19日最終確認)。
- Chung, I. (2015) Education Finance Reform, Education Spending, and Student Performance: Evidence from Maryland's bridge to excellence in Public Schools Act. *Education and Urban Society*, 47(4), 412-432.
- Cullen, M., Polnick, B., Robles-Piña, R., & Slate, J. R. (2015) Instructional Expenditures and Student Achievement: A multiyear statewide analysis.

*Educational Research for Policy and Practice*, 14(2), 93-117.

Henry, G. T., Bastian, K. C., Fortner, C. K., Kershaw, D. C., Purtell, K. M., Thompson, C. L., & Zulli, R. A. (2014) Teacher Preparation Policies and Their Effects on Student Achievement. *Education Finance and Policy*, 9(3), 264-303.

Ravitch, Diane. (2010) *The Death and Life of the Great American School System: How testing and choice are undermining education*. Basic Books.

Rebell, Michael A. and Wolff, Jessica R. (2009) *NCLB at the Crossroads: Reexamining the Federal Effort to Close the Achievement Gap*. Teachers College Press.

U.S. Department of Education Homepage. <http://www.ed.gov/k-12reforms/standards> (2018年2月3日最終確認)。

#### 5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

〔雑誌論文〕(計0件)

〔学会発表〕(計2件)

1. 市川桂「カリフォルニア州におけるCOREの取り組みと課題」日本教育学会第75回大会、2016年。

2. 市川桂「アメリカにおけるEnglish Language Learnersに対する教育の動向」日本比較教育学会第53回大会、2017年。

〔図書〕(計1件)

1. 高見茂・田中耕治・矢野智司監修、高見茂・杉本均・南部広孝編著、市川桂、大脇康弘、楠山研、柴恭史、杉本均、鈴木俊之、清木孝悦、高見茂、南部広孝、西川信廣、服部憲児、松浦真理、宮崎元裕、森田正信、山名淳、山村滋、脇奈七著『教職教養講座第13巻』協同出版、2018年、頁数未定。

#### 6. 研究組織

(1)研究代表者

市川 桂 (ICHIKAWA, Katsura)

東京農工大学・大学教育センター・特任助教

研究者番号：60754546